

もとと

NO.124 刊
月

昭和四十三年十月一日発行（非売品）
第十一輯 藩集 第十二号

岡山県都窪郡吉備町東町一二五字地方

吉備観光協会

第114号

○ 国・郡・里の制定について

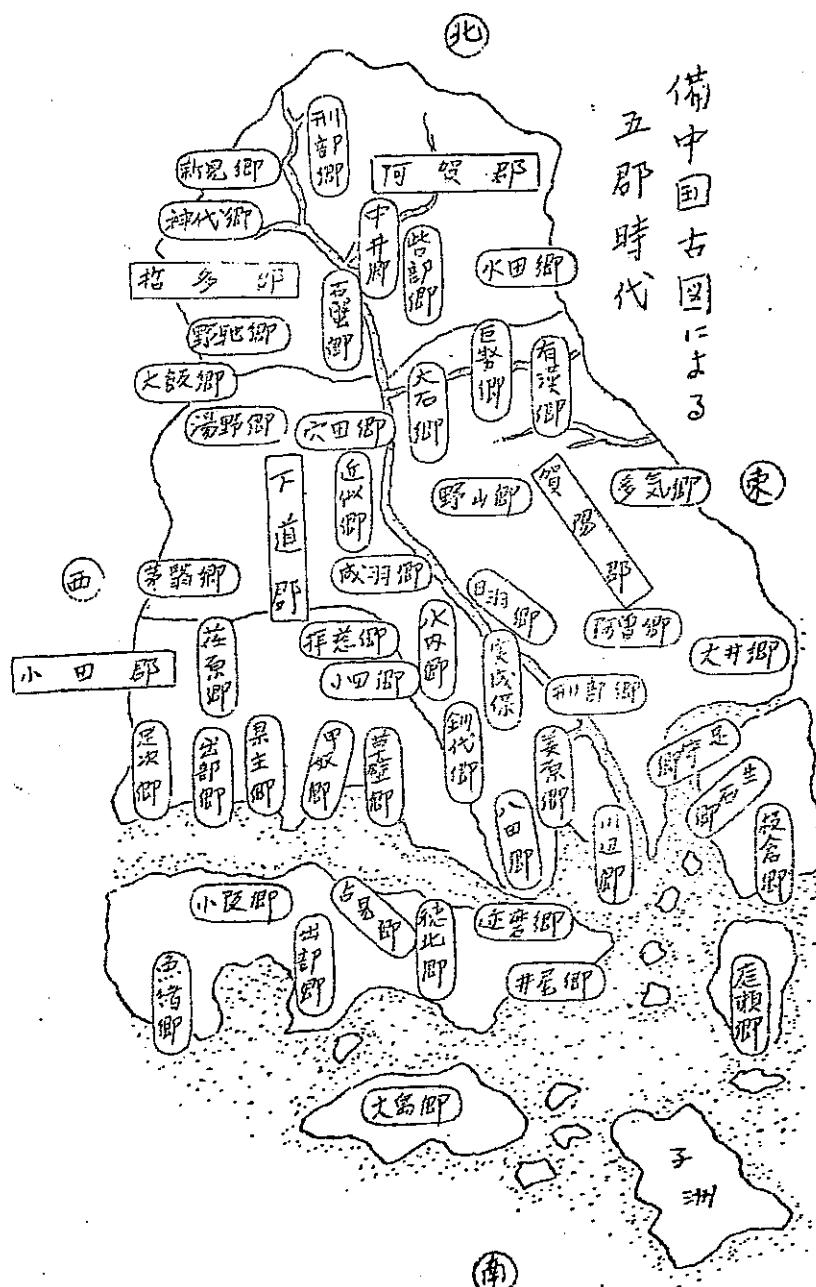
我が國が漸く統一國家として大和朝廷が成立したと在紀の大化年間（政治の基本方針として法律が制定せられ全國を國・郡・里（里は六十余年後になつて郷と改稱した）の行政区画に分けて中央集權的行政制度が設けられた。備中は備多、美賀、賀陽下道・小田の五郡にわけられた。下道の郡名は東西に往来する道筋にあたる郡なので上道の郡（備前）とい、後の國を下道の郡（備中）といふ。二の道が我が國最初の実路で大和から九州太宰府に通づる山陽道である。其後和名類聚鈔によれば十在紀之初期に備中は備多、阿賀、賀陽、下道・小田、後月、淡口、都宇、窪屋の九郡にかわつた。これは南部地方久遠戸内海に面した海浜であつたが漸次開拓されて陸地となり広大な平地となつたので計しく郡名が起つたのである。

其後幾度か行政区画が時代の要求によって変更し阿賀、備多、河上、上方、後月、小田、下道、賀陽、淡口、窪屋、都宇の十一郡となり、後う九郡となり現在は阿賀、上方、吉備、川上、都窪、淡口、小田、後月の八郡になつたのである。

七世紀末に定められた律令を見ると國はその国勢力に應じて大、上、中、下の四等級に分かれていった。備中は上國に數えられ中央政府から派遣された地方官として國司が統治し国内の行政、司法を掌り、郡には郡司が置かれていた。郡司は多くは地

○ 南部地方の開墾事業について
備中國南部は七世紀時代には大半は瀬戸内海に面した海浜であつたが高梁、足守、美ヶ瀬川などの河川から海水毎に流出する土砂によつて埋没し後母大陸から

方の土豪たち採用され其龍表制で、國司の指揮監督を受けていた。（備中國府は第六緒支
藤原保
醍醐天皇
則の役備
近參照）



渡ってきた多くの漢民族が安住の地を求めて土着し、次第開墾が始まり都宇窪屋
周銀庄は最も古く万寿三庄といわれる耕地である。即ち吉備町から庄村、倉敷に至る
たもので、西庄、中庄、東庄に分かれていた。いまに地名として残つてゐる處もある
（庄とは奈良朝時代からの庄園（莊）の名前から起つた地名である。庄園の起りは
個人が畠田した土地で永右私有を許された。従つて官有地ではなく地税の義務
がないので警察権も自衛により運営された。それが後ちに癡達して公家政権を倒す
原因となつて武家の起りとなつた）それに前後して花尾の沖合、近友、六間川に沿
うた土地が周銀庄されて鋤鍬を入れるようになつた。近友地内は慶長七年（一六〇二）
アリ氏が庭賴に就封間もなく潮止築堤工事が始まり大々的に開拓に着手せられた。

徳川幕府につづて増産増上励のため各藩に命じて盛んに新開地を造つた。周
銀庄は海川の附洲や池沼を埋立や山野の荒蕪地を切り開いて耕地に改良せんとする
もので、これは先づ幕府に出願し許可によつて行つれるものである。出来後は
「鍬下年季」とつて開墾者に一定期間までは無租税にて作らせ、後ちに屯段歩
に付金或分乃至それ以下を納めさせ、また「分一下典」とつて周銀庄を見出しレ
成功したものには該地租の十分の一を典え终身下典せらるるを法で定めた。よつて
各藩では盛んに実施したのである。

吉備町附近の起源は記録によると天正十二年（一五八四）高松城水攻めの合戦後宇
喜多秀家が領地となり備中組頭周豊前利勝の差配となりその家臣の千
たのである。



一、延宝七年 萩高 都窪郡豊州村（倉敷）五十三町二反余。

都窪郡早島町

百十五町五反余

一 延宝七年 高須賀 都窪郡豊洲村 五十八町一反余

元禄三年(二六九〇)添新田 ク

一 元禄元年(二六八八)村前新田 都窪郡妹尾町 二町九反六畝步
外野 都窪郡大福村大福 二十三町七反九畝步

一 元禄三年(二六九〇)多々新田 ク

作右工門新田

浜前新田 ク

妹尾町 二町九反二畝步

元禄八年(二六九八)古川 九右工門新田 ク

都窪郡早島町 八町歩

元禄十六年(二七〇三)八郎右工門新田 都窪郡妹尾町 二町五反四畝步

一 宝永四年(二七〇七)宮崎割

早島新田

帶江新田

早島町

三百廿七町四反五畝步

一 宽永元年

長尾内新田

浅口郡長尾町

河内新田

西阿知町

三百廿町歩

船總新田

船總村

二百六町歩

連島新田

連島町

八十町歩

一 宽永二年

玉島新田

浅口郡玉島町

御津郡福浜村平福、福富、浜田

福成

若田村米倉

一 宽永四年

上道郡、三幡、冲田、光政、津田、丸幡

當新田

一 宽永七年

御津郡福浜村平福、福富、浜田

福成

一 宽永八年

御津郡福浜村平福、福富、浜田

福成

一 宽永十四年

御津郡福浜村平福、福富、浜田

福成

一 宽永二年

御津郡福浜村平福、福富、浜田

福成

一 元禄四年

御津郡福浜村平福、福富、浜田

福成

一 元禄四年

御津郡福浜村平福、福富、浜田

福成

一 元禄四年

御津郡福浜村平福、福富、浜田

福成

一 元禄四年

御津郡福浜村平福、福富、浜田

福成

岡銀は徳川幕府時代にさかんに行われたが、大士本事業にして小資本では到底出来なかつた。莫大な資本を抜じても二年三年では満足な作物は望めず、勘定のあわなく事業である。アリ氏の如き、小領主はその資金に断ちうす苦心したものがうれい。早島領主四代伊川安晴の時代にその臣民数田知之に命じて正徳の頃(二七〇頃)豊州新田(今戸敷)を他の岡銀に着手したが資金に乏しく、太後の商人から莫大の金子を借り受けたが返済期間がきても容易に支払うことが出来ず困ったことか文、文献に遺つてゐる。

明治以後における行政改革について (その三)

明治四年に藩を廢して県と置かれることになつて、倉敷天領地並に撫川、妹尾

早島、葦江などの旗亭領地は悉く合併して倉敷県となり、後に深津県、小田県となり明治八年に左ノイ岡山県に編入されて今日に至つたのである。この時郡制が敷かれ、都宇、宍津屋兩郡は、これが一時郡役所が倉敷町に置かれたが同年に都宇郡は役所を撫川村に移した。まゝの應徳寺内で事務をとつていた。しかし同年七月に再び倉敷村に移り、同廿三年四月一日兩郡が合併し双方の頭文字をとつて都宍津郡と改められたが、玉泉寺（宜形山の末繁寺）にあつた寺院であるが、まゝは廢絶してしまつた）で行務をとつたが同四十二年七月には旭町に新本舎を新築してここに移転した。しかし大正十三年に郡制廃止となり、郡長は同十五年六月廿日罷職され（そのあととの連絡は永く倉敷税務署となつて）、賀陽郡は同廿三年四月一日の改革で下道郡の一部を加えて吉備郡となり役所は総社に移された。下道郡の大半は川上郡になつたのである。

代々の郡長名を列記す

都宇郡長

大橋正香 明治十一年九月廿日より 同十三年六月廿五日まで
木林下景命 同 十三年六月廿八日 同 十五年九月十二日
花房恵居 同 十五年九月十六日 同 十六年九月十四日
橋本貞固 同 十六年九月十四日 同 廿五年七月十六日
松山清心 同 廿五年七月十六日 同 廿七年三月廿一日

宍津屋郡長

林 孝一 明治十一年九月廿日 明治十六年一月四日
戸川晚香 同 十六年一月八日 同 十八年十一月九日
笠原 謙 同 十八年十一月十一日 同 十八年十二月十日
三増和造 同 十八年十二月十日 同 廿九年八月廿八日
森田佐平 同 廿九年九月廿一日 同 廿六年十一月十一日

都宇・宍津屋兩郡長兼任

松山清心 明治廿六年一月廿五日より 同廿七年三月卅一日
武知高吉 同 廿七年四月一日 同 廿九年二月廿六日
一山昌衛 同 廿九年三月十六日 不明
小沢 崇 同 廿二年四月八日 同 廿三年三月廿一日

都宇郡長

小沢 崇 同 廿三年四月一日 不明
高木幸文 同 廿五年七月廿五日 不明
吉沢義三郎 同 廿七年十二月十二日 同 廿九年六月卅日
藤次庄平 同 四十四年六月廿日 不明
武南新一郎 大正三年七月十日 不明
今田佐吉 同 十一年三月廿一日 大正十三年二月廿一日

鶴田謙蔵 大正十二年二月廿八日 同十三年五月廿日
高見章夫 同十三年五月廿日 同十五年六月廿日

同十三年五月廿日
同十五年六月廿日

郡制廢止

賀陽郡長

菱島鐵蔵 昭治十一年九月廿日 同十二年十二月五日

手代本勝桂 同 十二年十月廿五日 同十六年九月十四日

花房貞居 同 十六年九月十四日 同廿一年十月十九日

小野寅一評 同 廿一年十月十九日 同廿三年三月廿一日

吉備町長 (三三、四、一即名改正)

初代不明

妹尾經時 大正三年七月 同六年八月

塩川重蔵 同 六年八月 同八年十一月

久山知政 同 八年十一月 同十一年二月

寺段穎甫 同 十一年二月 同十三年十二月

和泉虎蔵 同 十三年十二月 同十五年六月廿日

吉備町は昭和十二年五月十二日吉備郡庭瀬、郡注郡撫川両町が合併して吉備町となり、郡守達郡に編入され今日に至つてゐる。当時の撫川町役場は應徳寺の東隣りのまゝ吉備町農業協同組合撫川支所のある屋敷であり、庭瀬町役場は

いまの栄町岸井町筋の屋敷の跡であつた。

歴代の町長名は

庭瀬町長 太田娘四郎 — 田通之 — 大飼當弘 — 高島多七郎 —

太田有一 — 八代真喜次 — 大飼董 — 高橋福次郎

撫川町長 離波原一郎 — 太田清作 — 吉田矩夫 — 太田和一郎

両町合併後の吉備町長名は

太田和一郎 昭和12.5.12より18.5.21まで、昭和十八年五月廿一日六十三歳で没した。應徳寺に墓がある。法名有傳院徳山明和居士。

森安伊之吉 昭和十八年五月廿四日昭和廿二年五月まで、昭和廿六年十二月廿七日八十歳で没す。墓は東花辰西谷にある。法名慈念院宗行日勤沙弥位。

難波謙治 昭和廿四年六月一日より昭和廿八年六月十五日まで、昭和廿九年十二月廿二日生れた。現在奈良市天城に居住している。

難波謙治 昭和廿四年六月一日より昭和廿八年六月十五日まで、昭和廿九年十二月廿二日没した。年六十四歳。庄村瀬の墓地に葬る。法名法音院謙徳白水居士。

高木潤 昭和廿八年五月現職。吉備町庭瀬川出身である。(あわら)

吉備町 平野

③ 1414
電話 ③ 0350

書籍と文具

吉備文庫

吉備町 庭瀬
電話 ③ 0219
有 三〇一六

吉備文庫

吉備町 庭瀬
電話 ③ 0219
有 三〇一六